

株式会社ファーマフーズ 定款

平成	9年	8月	22日	作成
平成	9年	9月	12日	会社成立
平成	11年	4月	2日	改正
平成	11年	11月	4日	改正
平成	13年	5月	22日	改正
平成	13年	11月	30日	改正
平成	15年	10月	27日	改正
平成	16年	10月	29日	改正
平成	16年	11月	2日	改正
平成	17年	11月	26日	改正
平成	18年	10月	27日	改正
平成	19年	10月	24日	改正
平成	21年	10月	28日	改正
平成	22年	10月	28日	改正
平成	23年	6月	8日	改正
平成	25年	8月	1日	改正
平成	25年	10月	25日	改正
平成	26年	10月	24日	改正
平成	27年	2月	1日	改正
平成	27年	10月	27日	改正
平成	30年	10月	24日	改正
令和	元年	10月	24日	改正
令和	4年	10月	20日	改正
令和	6年	10月	24日	改正
令和	7年	10月	24日	改正

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ファーマフーズ と称し、英文では、
Pharma Foods International Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種アミノ酸類、有用タンパク質、その他各種機能性食品素材、その原材料、副産物及び関連製品の研究開発、製造、販売及び輸出入
- (2) 健康食品の製造、販売及び輸出入
- (3) 化粧品製造、販売及び輸出入
- (4) 化学工業薬品の製造、販売及び輸出入
- (5) 医薬品、医薬部外品、医療用機械器具及び材料の製造、販売及び輸出入
- (6) 検査薬・試薬・診断薬・医薬の開発、製造、販売及び輸出入
- (7) 動物用飼料、動物用飼料添加物、動物用の検査薬・診断薬・医薬等の開発、製造及び販売
- (8) 肥料及び農薬の製造販売及び輸出入
- (9) 農作物の生産、販売及び輸出入
- (10) 繊維原料及び繊維製品の研究開発、製造、販売及び輸出入
- (11) 電池素材の研究開発、製造、販売及び輸出入
- (12) 受託研究、受託製造及び販売
- (13) 飲食店の経営
- (14) 食品加工及び食品加工施設のコンサルティング業務
- (15) 健康・美容等に関する日用品雑貨の販売及び輸出入
- (16) 包装資材の販売及び輸出入
- (17) コールセンター運営・管理に関する業務及びそれらの受託並びにコンサルティング業務
- (18) インターネットその他の通信を利用した通信販売業
- (19) コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- (20) 広告代理業
- (21) 通信販売事業に関する企業コンサルティング業務
- (22) ウェブサイトの企画及び制作
- (23) 企業活動に伴う広報活動の受託
- (24) 情報処理、研究開発サービス及び情報提供サービスの受託
- (25) 医療用機械器具の賃貸
- (26) 古物営業法に基づく古物商
- (27) 各種商品の賃貸
- (28) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 京都市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、68,800,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載もしくは記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載もしくは記録その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続き等については、法

令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使

することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他

の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決したものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合における当該監査役の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第43条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第47条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

(中間配当)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

(附則)

(電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 令和4年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

2. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)

第2条 第12条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。

2. 本条は、効力発生日をもって、これを削除する。